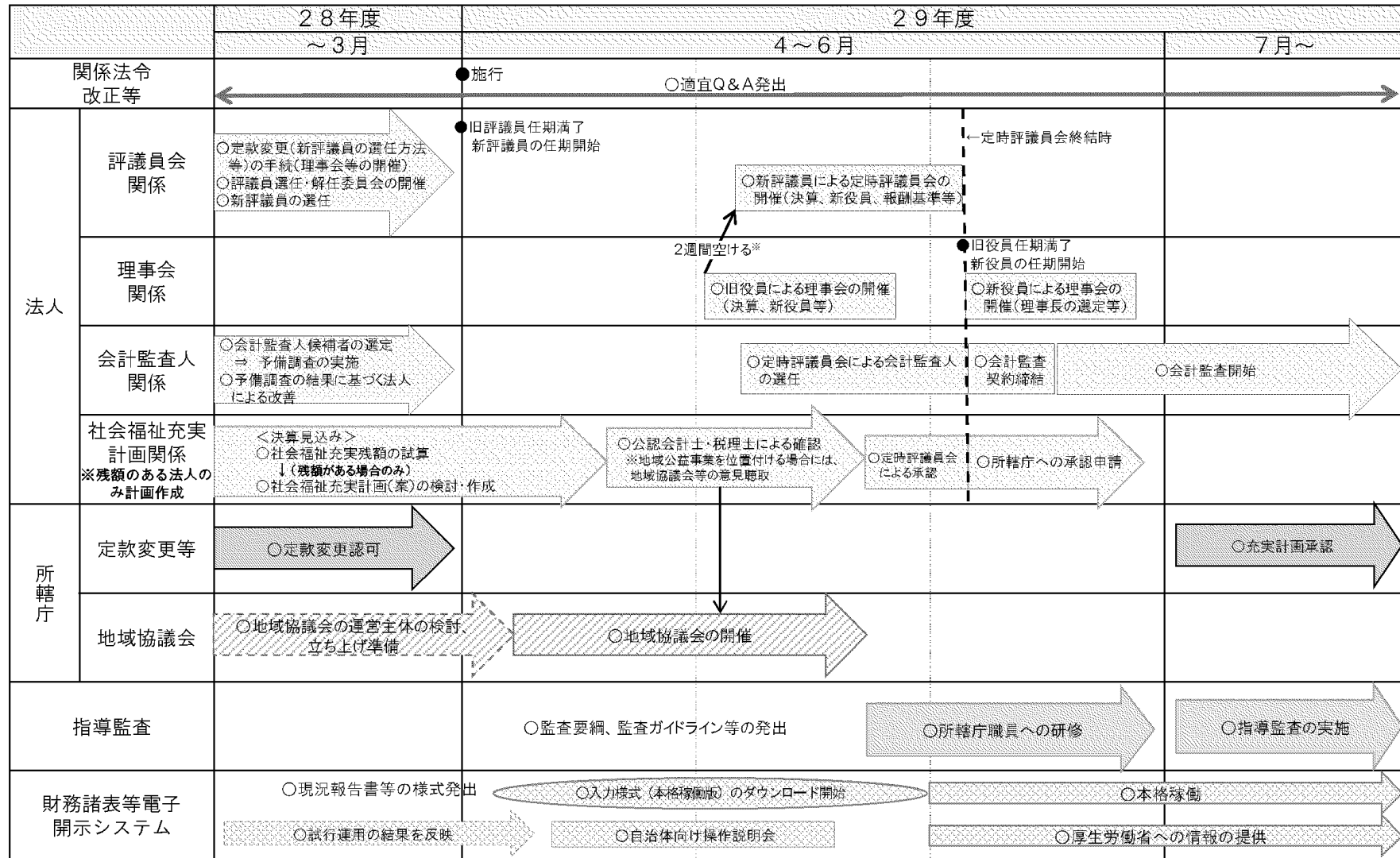


社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。